

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

快適で活力あるまちづくり計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県

勝田郡奈義町

### 3. 地域再生計画の区域

岡山県勝田郡奈義町の全域

### 4. 地域再生計画の目標

岡山県奈義町は、岡山県の東部最北端に位置し、町の総面積 6,954ha のうち、約 70%を森林が占めている。就業人口は平成 12 年で、3,700 人程度であり、少子化、高齢化に伴い、昭和 30 年時 4,600 人より 900 人程度の減少となっている。

産業の構造比率は、第一次産業 21%、第二次産業 28%、第三次産業 51%であり、特に第一次産業では昭和 40 年代からの農林業の兼業化が進み、労働力不足に加えて農林業従事者の高齢化が手入れ不足森林や耕作放棄地の増加となり、地域の深刻な課題として取り上げられている。

また高齢化に伴い、高齢者が安心して暮らせる地域づくりが急務となっており、福祉サービスの向上、病院及び集落間などのアクセス改善を図るため、日常生活車両はもちろんのこと、緊急車両及び社会福祉施設車両等の安全かつスムーズな通行を可能にすることが求められている。林道整備においては、林道を利用した森林整備による適正な森林管理とそれに伴う資源の循環利用に資するための森林資源の充実が求められている。林内路網の整備を行うことは、森林施業の促進はもとより、利用期を迎えつつある立木の伐採・搬出経費の軽減による木材利用の促進や、森林をフィールドとした住民活動の広がりによる生活環境の改善の効果も期待される。また、森林組合等による地元産材をふんだんに使用した木造建築技術の伝承にも取り組んでおり、森林資源の有効な利活用に向けた活動が進められている。

以上のことから、住民生活環境の向上及び林業の振興を図り、木材の効率的な集積を実現し、地場産業の促進を通じて、地域の道路ネットワークを構築する。このことにより、快適で活力あるまちづくりを行うものとする。

(目標1) 林道：林道整備による木材加工施設へのアクセス時間の改善  
(20%短縮)

町道：交通障害箇所の解消：1箇所

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

奈義町の東西を走る基幹道路 一般国道 53 号を起点とする林道倉谷線(区間 L=1.8Km)を整備することにより、森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化、林業機械化の促進、木材の有効利用及び作業路の安全確保を図り、森林・林業の振興支援策とする。

地区間連絡道路網の整備においては、町域東西幹線道路である一般国道 53 号の北側補助幹線道路として、町道 泉池線の整備を計画し、狭隘で交通の障害となっている区間の拡幅改良を行うことにより、通行安全性を確保するとともに東西の集落から集落へのアクセスが可能となり、交通の重要な役割を果たすため緊急に整備する必要がある。

(参考)

町道 泉池線 昭和 57 年 1 月 30 日道路認定

林道 倉谷線 平成 15 年 4 月 1 日吉井川地域森林計画書策定

### 5-2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

#### 道整備交付金を活用する事業

[施設の種類(事業区域)実施主体]

- ・市町村道(奈義町) 奈義町
- ・林道(奈義町) 奈義町

[事業期間]

- ・市町村道(平成 17~18 年度)
- ・林道(平成 17~18 年度)

[整備量及び事業費]

- ・市町村道 0.25Km 林道 1.80Km
- ・総事業費 60 百万円
  - 市町村道 25 百万円(うち交付金 12.5 百万円)
  - 林道 35 百万円(うち交付金 11.7 百万円)

### 5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「快適で活力ある町」を築くため、以下の事業と連携し目標達成を目指す。

豊かな森林資源を有効に活用し、次世代に緑豊かな自然環境を引き継ぐため、林内路網のネットワーク化を図り、森林整備を効率的を行う。

- ・ 小規模林道整備事業（県単独事業） 林道開設・改良
- ・ 森林環境保全整備事業（国庫事業） 森林施業(間伐等)

大地と自然に親しみながら農村ならではのカントリーライフを実感してもらい、ひいては定住化・新規就農者の確保を図る。

- ・ 定住化対策事業 木造国産材使用の家屋を宅地とセットで格安で提供
- ・ 那岐山「山の駅」を中心に各種農業等の体験の実施

### 6 . 計画期間

認定の日～平成19年3月末

### 7 . 目標達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握・評価し、今後の町づくりに還元する。

### 8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し